

2013年12月6日



The Britannia Steam ship
Insurance Association Limited

メンバー各位

3-43-16 Shiba, Minato-ku, Tokyo
105-0014
Tel (03) 3769-6791
Fax (03) 3769-6792

32 Akashi Machi, Chuo-ku, Kobe
650-0037
Tel (078) 322 2770

米国での船舶対応計画書(United States Vessel Response Plans) 流出油除去組織との契約(OSRO Contracts)

2013年11月付のクラブ・サーキュラーとその要求事項は、非タンク船の船主は2014年1月30日までに Federal Vessel Response Plan(米国船舶対応計画書)を配備しなければならないというものであった。

11月のサーキュラーの中で国際グループ加盟クラブは、非タンク船の船主に対し、油濁対応業者である(当初はカリフォルニア水域で運航する非タンク船主が、カリフォルニア州緊急時対応計画要件を満たす目的で導入された)MSRC社およびNRC社との包括契約を継続しない旨お伝えした。したがって将来非タンク船の船主は、MSRC社もしくはNRC社のいずれかと、直接契約を締結することが必要になる。

しかしながらその円滑な移行達成ために、NRC社との契約は2014年1月30日まで延長されることになった。一方MSRC社(および関連するMPA社)との契約については、現行の包括契約手配は2013年12月31日で終了する。現行の計画書に則りMSRC社とのみ契約をしている船主は、2013年12月31日までに確実に直接契約を締結する必要がある。

IGの船舶対応計画書ガイドラインを満たすMSRC社およびNRC社の契約は下のとおりである。

- ・MSRC: ページ下欄の日付が1996年9月27日付
- ・NRC: ページ上欄の日付が2004年9月15日付

分散剤

分散剤の散布について、NRCは「Dispersant amendment release」という表題で、ページ下欄に「Dispersant amendment release - December 2013」と記述された追加条項を公開した。これは国際グループのガイドラインを満たすものである。

MSRCは2011年8月に以下の分散剤散布追加条項を公開した;

“2.01(e) – Discharges Involving Dispersant Services. MSRC may offer from time to time to provide aircraft, vessels or other services or Resources in connection with the supply or application of dispersants for Spill Events (“Dispersant Services”). Any additional or different terms and conditions applicable to the provision of Dispersant Services for such Spill Events will be set forth in an addendum to this Agreement executed by MSRC and the Company in advance or at the time of callout for the Spill Event. Dated: August 10, 2011.”

メンバー各位はこの条項の意味すなわち、散布サービスを受ける前の段階で、MSRC社はこの不明確な追加条項に船主の署名を要求する自らの権利を留保していることに留意されたい。
この不明確性があるが故に、当追加条項は国際グループの船舶対応計画に適合しないものとなっている、というも分散剤の散布前に当追加条項に署名することによって、当散布がクラブの填補範囲外となってしまう可能性が否定できないからである。

しかしながら、MSRC社は船主に当該追加条項を要求することは無いことを認めており、船主に送付される書類一式の中にMSRC社とその契約を結ばせる意図をもって、追加条項や2.01(e)条項が同封されることは無いことを認めている。
ゆえに、船主はMSRC社との契約を締結するにあたってこの追加条項には同意する必要はなく、クラブの填補の範囲内での契約のみ要求されるということになる。

さらに、MSRC社が散布サービスを履行することの証明を提供することを目的として、MSRC社には顧客(である船主)に対して、契約書からセクション2.01(e)が欠落したとしても、散布サービスは履行するという旨の追加確認状を差し入れることが求められる。また、この追加確認状にはこれまでMSRC社と船主との間で締結された、いかなる散布サービス附随条項も解除される旨の確認が求められる。

よくある質問 (FAQs)

米国海岸・ガードは、非タンカー船のVRPについてのFAQを公開している。これは下のリンクからご覧いただける。
www.uscg.mil/vrp

P&Iクラブ国際グループ加盟のすべてのクラブより同様のサーキュラーが発行される。

以上

(翻訳) ブリタニヤP&Iクラブ 日本支店

本サーキュラーは英語版の日本語訳です。日本語訳と英語版の間に齟齬がある場合は英語版の内容を優先下さるようお願い申し上げます。
--

本サーキュラーは専用バインダー Section 4. Pollutionにお綴じ下さい。